

消費者委員会 新開発食品調査部会  
新開発食品評価第一調査会（第48回）  
議事録

内閣府消費者委員会事務局

消費者委員会 新開発食品調査部会  
新開発食品評価第一調査会（第48回）  
議事次第

1. 日時 令和2年2月20日（木）13:59～16:12

2. 場所 消費者委員会会議室

3. 出席者

（委員）

石見委員、北嶋委員、稲野委員、上原委員、佐藤委員、  
都築委員、山内委員、脇委員

（説明者）

消費者庁 食品表示企画課

（参考人）

1名

（事務局）

金子参事官、新開発食品担当

4. 議事

1) 開 会

2) 特定保健用食品の表示許可に係る調査審議

【継続審議品目】

(1) 「□□」（株式会社明治）

【新規審議品目】

(2) 「□□」（マルハニチロ株式会社）

3) その他

4) 閉 会

《 1. 開会 》

○消費者委員会事務局 若干早いですけれども、皆様おそろいですので、始めさせていただきたいと思えます。

ただいまから「新開発食品評価第一調査会」第48回の会合を開催します。

本日は、八村委員、山岡委員から所用により御欠席との連絡を頂いております。

今回は、新規開発食品調査部会設置運営規定第五条第5項に基づきまして、1つ目の審議品目に関する参考人といたしまして、□□先生に御出席いただいております。

また、従来同様、国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所の方にお越しいただいております。

それでは、議事に入ります前に、配付資料の確認をさせていただきます。

お配りしている資料は、議事次第に記載の資料1から5、参考資料となっております。

また、後ろのテーブルには、各品目の審査申請書等の資料を御用意しております。もし、不足の資料等がございましたら、審議の途中でも事務局にお申し付けください。

なお、今回も別室で各品目の申請者に待機いただいております。御指示がありましたら、事務局が確認に向かわせさせていただきます。

それでは、石見座長、以後の進行をお願いいたします。

○石見座長 皆様、本日は、お忙しい中お越しいただき、ありがとうございます。

本日も、どうぞよろしくお願いいたします。

まず、本日の会議は、新開発食品調査部会設置運営規程第六条第2項に基づき、非公開といたします。

第3項で公表することを求められている非公開の理由は、個別品目の審査内容を公開することが、許可申請を行っている事業者の権利及び利益を侵害するおそれがあるためです。

議事録は、新開発食品調査部会議事録の公開基準に定めるところにより、非公開項目を議事録から削除して公開いたします。

ここで前回、初回の会議では皆様に一言ずつ御挨拶をいただいたのですが、前回御欠席だった上原委員より御挨拶をいただきたいと思えます。

上原委員、御専門に関することも含めて一言お願いいたします。

座ったままで、お願いいたします。

○上原委員 東京農業大学応用生物科学部食品安全健康学科の上原と申します。よろしくお願いいたします。

前回は、欠席で申し訳ございません。私、専門は食品機能学と栄養生理学、特に骨・脂質代謝を調節する植物化学成分及びミネラル等の研究を行っております。

実は、今回も臨時の会議が本務校でございまして、1時間程度で退席させていただきます。申し訳ございません、引き続き、よろしくお願い申し上げます。

○石見座長 ありがとうございます。

次に、審議に入る前に、本日の審議品目に関しまして、申し合わせに基づく寄付金等の受取の有

無について確認しておきたいと思います。

事務局から、よろしく願いいたします。

○消費者委員会事務局 申し合わせに基づいて、審議品目の申請者からの寄付金等の受取について、事前に確認させていただいたところ、審議に御参加いただけない委員はいらっしゃいませんでした。

報告は、以上でございます。

○石見座長 ありがとうございます。

報告について御質問等ございますでしょうか。

特段なければ、個別品目の審議に入りたいと思います。

---

## 《 2. 特定保健用食品の表示許可に係る調査審議 》

### 【継続審議品目】

#### (1) 「□□」(株式会社明治)

○□□委員 まず、本日の審議品目は、継続審議品目でございます。「□□」、株式会社明治でございます。

本品目は、第5次の当調査会において審議され、多くの指摘事項が出されて継続審議になっております。

今次では、初めての審議となることもあり、当時、委員として様々な御指摘をいただいた□□先生に参考人として御出席をいただいております。

本日は、事務局から審議の経緯や申請者からの回答書などについて説明を受けた後、□□先生に御指摘の趣旨の説明及び回答書に対する意見を頂戴したいと思います。

どうぞ、よろしく願いいたします。

それでは、まず、事務局から審議の経緯や申請者からの回答書等について説明をお願いいたします。

○消費者委員会事務局 それでは、最初に、机の上でございます資料1を御覧いただけますでしょうか。

ここに、本日御審議いただきます「□□」の製品概要をまとめております。

「□□」は清涼飲料水、内容量□□という製品でございます。許可を受けようとする表示の内容というのは、そこに書いてございますけれども、これは申請時に、こういう文言で申請されたということでございまして、その後、調査会審議の中で、何点か修正するようという指示が出されている部分もございます。

それから、関与する成分として□□、□□中□□となっております。

次の資料2を御覧いただけますでしょうか。

ここに、この品目のこれまでの審議経緯をまとめております。

こちらの消費者委員会の新開発食品評価第一調査会では、これまで2回御審議いただいております。

す。

最初は、平成30年の8月6日に第42回の第一調査会で御審議いただき、7項目の指摘が出され継続審議ということになりました。

次に、平成31年の2月8日、第44回の第一調査会で御審議いただきまして、10項目の指摘が出され継続審議となっております。

この指摘に対します回答書が提出されまして、今日御審議いただくという運びになっております。

この製品の関与成分アミノ酸3種の混合物なのですけれども、関与成分としては新規の成分ということになります。

ですので、その安全性につきましては、食品安全委員会のほうで御審議いただくということになっておりまして、これまでに2回、食品安全委員会の専門調査会で御審議いただきました。

その結果として、平成31年の5月8日に評価書が出ているということでございます。

これが、この品目についての経緯でございます。

皆様の机の上に、クリアファイルの中に「□□」指摘事項回答書というものが2冊入っているかと思えます。

右上のほうに、赤字で回答書①（第42回調査会指摘）、それから回答書②（第44回調査会指摘）と書いておりますけれども、2冊の資料があるかと存じます。

この2つが、これまで、こちらの調査会で2回審議されて、そのときに出された指摘と回答書の内容になっております。

続きまして、委員の方々から、この品目につきまして、事前にお寄せいただきましたコメントを御紹介したいと思います。

資料5を御覧いただけますでしょうか。

資料5のほうに、委員からコメントをまとめておりますけれども「□□」につきましては、5人の委員の方々からコメントを頂いております。

まず、□□委員からのコメントです。

原料規格の食品添加物について、回答書に、記載の内容を修正されるということで結構ですというコメントを頂いておりますが、□□先生、これは、第42回の指摘についてのコメントで、前回先生御欠席だったので、その確認のためのコメントを頂いたという理解でよろしいでしょうか。

○□□委員 はい。

○消費者委員会事務局 修正については、それで結構です。なお、添付いただいた商品名□□の規格書について、規格項目欄の外観から色調及び黄色ブドウ球菌における検査頻度がハイフンとなっておりますけれども、これは、どのような意味でしょうかというコメントでございます。

それから、□□委員のほうからは、この製品を運動と併用すると、より併用しないときと比べて、内臓脂肪を減らす効果が高いことを示したエビデンスが欲しい。「示唆されるデータはある」と。

これが示されないと、申請者が記載している運動を啓発することにはならないと思われる。

また、痩せの人にとってどのような影響が現れるかのエビデンスが欲しいというコメントでございます。

□□委員のほうからは、事前送付の際の事務局コメント「44回調査会指摘事項の回答書に添付された別紙3、別紙4における補足資料を見ると、従来の資料と試験結果が相違しているように思われる。これらの資料は関与成分である3種のアミノ酸の選定根拠、組み合わせ比率を説明するものであるが、十分な説明になっているか」につきましてということで、これにつきましては、お手元の回答書を②の別紙3を御覧いただけますでしょうか。

回答書の別紙3、これは、資料1-16の引用文献解説表というところから始まっておりますけれども、2枚ほどめくっていただきますと、この資料1-16の本文になります。

もともと資料1-16として、ここにございます、「ソフト・ドリンク技術資料」というものが添付されておりました。

これを何枚かめくっていただいて、もともとのページ数で行きまして186ページを御覧いただけますか。

186ページの上のほうに、表1といたしまして、各アミノ酸投与における血中グリセロールAUC変化量という表が載っております。

これの少し後、カラー印刷のページになりますけれども、2014年の日本農芸化学会で、ポスター発表されたときの資料が添付されております。そこを御覧いただきたいのですが、済みません、ちょっとページ数が振っていないので、すぐにお分かりいただきにくいかと思いますが、カラー印刷をしておるページでございます。

大きく赤で「meiji」というロゴが各ページの隅に入っているかと思えます。

このカラー印刷の2ページになります。右上にネズミの写真が入っているページになります。よろしいでしょうか。

先ほど、このソフト・ドリンク技術資料のほうにもアミノ酸を投与したときの、血中グリセロールAUCの変化量ということで表が出ておりました。

今、学会発表の資料を御覧いただきましたけれども、このページの右下のほうにも、やはり同じように、グリセロールAUCチェンジということで、3種のアミノ酸を投与したときのグリセロールの変化量というものを見た棒グラフ、これは棒グラフですけれども、これが示されております。

同じような試験をやったときの結果なのですが、この2つの試験結果を比べてみますと、最初にソフト・ドリンク技術資料のほうでは、アルギニンでは、AUC変化量が、アルギニンでは237%、アラニンでは187%、フェニルアラニンでは172%となっております。

それに対しまして、農芸化学会の発表資料のほうでは、アラニン、フェニルアラニンにつきましては、棒グラフなので正確な数字は出ておりませんが、先ほどの資料と同じように、170から180ぐらいの変化量ということで、大体同じような値が出ておるのですけれども、アルギニンにつきまして、最初の資料では237%の変化量があったということが示されておりますが、こちらの学会発表の資料では、十数パーセントぐらいの変化量しか出ていないということで、随分差が大きいのではないかということで、これで特に問題ないのでしょうかということ、事前にお聞きいたしました。

この点につきまして、□□委員のほうからは、単体のアミノ酸の効果については資料によって異

なり、その点については説明があったほうがよいかもしれませんが、一方で、組合せで安定した効果が認められればよいかもしれませんというコメントを頂いております。

同じ資料につきましては、□□委員のほうからもコメントを頂いております。

資料5をめぐっていただけますでしょうか。

□□委員のほうからは、今の2つのデータにつきまして、前者のグラフは、ある時点における負荷試験値のグリセロール値増加量の経時的な変化の例示ですと。表の数字は6例分でのグリセロール増加面積の平均値だと思われましてというコメント、済みません、違っていましたか。

○□□委員 私の勘違いで、ポスターのほうというのが、今のお手元の資料より4枚ほど手前の社外秘と書いてあるところのグラフかと、ちょっと勘違いしたものですから、そういうことでコメントを書いたのですけれども、多分、このポスターのほうのデータもNが6の全部まとめたデータではないのかもしれないと思うのですけれども、こういうやりましたというメソッドの例示ということで一例書いてあるのではないかと、今、解釈をしました。

以上です。

○消費者委員会事務局 では、それにつきましては、また後ほど、委員の皆様で御議論いただければと思います。

このグラフにつきましては、以上、お二方の先生からのコメントでございました。

済みません、飛ばしてしまいましたけれども、□□委員のほうからもコメントを頂いております。

これにつきましては、回答書をもう一度御覧いただけますでしょうか。

まず、回答書の7番を御覧ください。

済みません、今、私が申し上げましたのは、第44回調査会指摘ですので、回答書の②のほうになります。その12ページ中の4ページになりますが、回答の7を御覧いただきたいと思います。

この指摘は、資料1-17というものがあるのですけれども、この中に個人差の影響を相殺するためのクロスオーバーが完遂されていないためという理由は挙げているけれども、そもそもきちんとした研究デザインに基づいて得られたエビデンスをもとにして実施をするということができていないという判断が適当であると。

資料1-17の扱いについて再考されたい。必要であれば試験のやり直しも含めて検討されるべきであるという指摘がございました。

これについて、申請者のほうからは、この回答の5行目ぐらいにありますけれども、この試験で何かを実証しようとしたものではないもの、アミノ酸比率検討の中で、血中のグルカゴン濃度にも触れていることから参考になると考えて引用したものであると、こういった趣旨の回答がなされておりまして、これについて、□□委員のほうは、この表現であれば問題ないと思いますというコメントを寄せられております。

それから、もう一つ、回答10についてです。

これにつきましては、済みません、あちこち飛びますけれども、第42回のほうの指摘に対する回答書を御覧いただけますでしょうか。回答書①と印を付けたものでございます。

この回答書の本文の最後になりますけれども、指摘事項の7というところを御覧ください。

回答書のページで、14ページ中の12ページになります。

ここに、この調査会での指摘事項の7がございます。

このときの指摘は、資料1-31、2-23のTable 3において12週目ではA-mix群のカロリー摂取量が低下していると。

これは、脂肪減少効果が食物摂取量の低下による旨を示しているものと考えられることから申請者の見解を示されたいという内容でございました。

これに対しまして、申請者のほうからは、そのページの真ん中にありますように、0から12週のカロリー摂取量、それから腹部総脂肪面積、それぞれの変化量をグラフにしたときに、このように□□ので、□□ということから摂取カロリーの変化の差というのは、□□と考えられるというような趣旨で回答しておりました。

これに対しまして、□□委員のほうからは、解析の仕方に問題があるのではないかということで指摘が再度出まして、第44回のほうで回答ということになったのですけれども、この回答内容につきましても、今回コメントが寄せられておまして、まだ一部不整合の部分があるというような内容のコメントをいただいております。

事前に委員から送られてきたコメントは、以上でございます。

前回第44回で出た指摘というのは10項目あったのですけれども、指摘の多くは、今日おいでいただいております、□□先生の方から頂いたコメントが多いものですので、これについては、後ほど□□先生のほうから御説明いただければと思います。

以上でございます。

○□□委員 御説明ありがとうございます。

それでは、最初のコメントから委員の御意見を頂きたいと思います。

まず、最初のコメントは、先ほど□□委員のほうは了承ということだったのですが、□□委員からのコメントで、□□委員、いかがでしょうか。もう少し詳しく御指摘いただければと思います。

○□□委員 □□です。

論文等々を読んだところ、たまたま運動している人のほうが内臓脂肪が減りましたみたいなエビデンスで、今回、これを出されていて、最初の計画の段階から、運動した人が、この製品を取ると内臓脂肪がよく減るということを狙った、この仮説を立てたエビデンスがないと思いました。

既存のヒト試験の中で、そういう人を引っ張ってきたら、運動している人のほうが内臓脂肪が減ることが言えるかもしれないですけれども、最初の段階から、狙った試験ではなかったとヒト試験で読み取れたので、ヒト試験の組立て方としては、どうかなと思ったということが1つ。この点がないと申請者が最初の目的のところで書かれた、運動を啓発するということに行かないのではないかと、運動をしないと駄目だというようなことに行かないのではないかと私は思いました。

もう一つ、これは食品で、そんなに効果が強くないから気にしなくてもいいというところはあるんですが、今後、必ず私は言うと思うのですけれども、痩せている人、特に若い女性の痩せ願望が強い人に対して、この製品の効果を見逃しているのかということ、私は感じました。

以上です。

〇〇〇委員 〇〇委員、ありがとうございました。

〇〇委員のコメントで、そもそも運動の効果があるのかということなのですが、委員の先生方からの御意見をいただければと思います。

〇〇〇委員 前回の委員ではないので、復習も兼ねて、また分からないところも兼ねて、機序について確認させていただきたいのですけれども、先ほどの学会発表の内容を見ますと、モデルとして、アドレナジックな作用をしたところで、このアミノ酸3種の影響が出てくるということと、あと、アンカッピング・プロテインの発現が認められるというところのデータがあるので、その機序が、この「運動」をすることによる、ということのみミミック（模倣）するのかなと思って、今の回答について考えてみたのですけれども、そういったことは一切出てこなくて、急に、機序としてグルカゴンを想定して回答が寄せられているものと、考えました。

つまり、メーカーさんのほうで、この作用機序としてどういうものを想定していて、その結果、運動時にはこうで、運動しないと、こうならないと、そういった回答であれば分かりやすいと思うのですけれども、その辺り、過去の経緯とかで議論があれば、お教えいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

〇〇〇委員 事務局からありますか。

〇消費者委員会事務局 今、〇〇委員のほうからおっしゃられたとおり、機序につきましては、遡ってといいますか、申請書に、どのようなことが書いてあったのかということを中心に読み返していかないと、すぐには、申し訳ございません、お答えしかねるところなのですけれども。

〇〇〇委員 今の点ですけれども、1つは絶食ラットでアドレナリンを投与して効果を見るということと、2つ目としては、マウスに運動をさせて、そしてアミノ酸を投与して、同じようなことが起こるかということを見ていて、そのときに、運動しないマウスにアミノ酸を与えていたかどうか記憶がないのですが、一応、マウスに運動させて、アミノ酸を投与して血中グルカゴンが上がるということですので。そのときのデータを確認したほうが良いと思いますけれども。

どうぞ。

〇〇〇委員 したがって、〇〇委員の御質問に関しましてですけれども、そういったデータを踏まえた形での回答にはなっていないのではないかとということなのですけれども、その辺りは、いかがなんでしょうか。

〇〇〇委員 ありがとうございました。

委員の先生方、いかがでしょうか。

どうぞ。

〇消費者委員会事務局 作用機序のところが必要かどうかということと、最初に〇〇委員のほうからございましたコメントで、運動をしていないヒトでのデータがないのではないかとということ、若干違うのかなと感じるのですけれども、機序が必要かどうかというのは、御議論をいただきたいところだと思うのですが、申請者がどういう仮説でここまで至ったかというところはあるのかもしれませんが、先ほど、最初に御紹介したような許可表示文言を、この品目につきましては、したいということ申請しておるわけです。

ですので、今の特保の申請書にどんな資料が必要かというガイドラインと照らし合わせてみますと、ここで訴求しようとする、この製品の摂取対象者で見た効果データが必要であるとされておるわけです。

ですから、運動時にどのような効果があるのかということは、きっちり押さえなければいけないとは思いますが、運動をしなかったときにどうなるのかというのは、前段階としてはいいのかもしれませんが、特保の申請書としては、必ずしも添付を必要とはされていないものになるかと思えます。

それと同じように、〇〇委員の御懸念で、痩せの人にとってということがございましたが、これも前回の調査会でも同じようなコメントを頂いていたかと思えますけれども、これらの製品が、やはり摂取対象として痩せの人を想定していないというか、そういうことを、この製品で訴求しようとはしていませんので、そういったデータは添付されておられません。

また、これがどれほど痩せの人に影響を及ぼすのかということにつきましては、御専門の先生方からコメントをいただければと思います。

以上です。

〇〇〇委員 ありがとうございます。

〇〇委員、いかがでしょうか。そもその制度として、ここに書かれている許可文言に対するエビデンスを付けるのが特保であるということで、その前提のところまで必ずしもデータを付ける必要はないという御説明です。

〇〇〇委員 付けなくていいというのはよく分かったのですが、企業側の姿勢として、今後、そういうことも網羅してほしいなというお願いも込めて、よりいいものを作っていただきたいということをお願いしたいと思います。

〇消費者委員会事務局 では、その点につきましては、運動をしていないときのデータがなければならぬということではなく、今、最後におっしゃったようなことを伝えたいということによろしいでしょうか。

〇〇〇委員 そうですね。申請者の方が、その目的のところ書かれたような、国民の運動を普及することに寄与したいという気持ちがあるのであれば、多分、そういうデータが自然と出てくるのではないかと思ったということです。

〇消費者委員会事務局 承知しました。

〇〇〇委員 どうぞ。

〇〇〇委員 ちょっと補足させていただきます。

私の思いというか、真意は、エビデンスという言葉は、ある意味、難しい言葉でして、データがあると、すぐさまそれがエビデンスなのかという問題に通じることになるのですが、信頼性あるいは再現性の観点も考えますと、多くの医学・生物学のデータは因果関係ではなくて相関関係であることが多いわけで、一方で、因果関係にまで通じるメカニズムまで追うと大変なわけです。そこで仮説を立てて、相関関係ではあっても、なるべく因果関係にまで迫れるよう、その確からしさを上げるために、そのためにエビデンスとしてのデータを取るという理解です。とりあえず、こ

の条件でやってみたら、こうなりましたという、単に得られたデータですと、エビデンスとしては非常に弱いのでは、という認識でございます。

ですので、医薬品ほどではないですけれども、ある機序を想定して、その前提で実験デザインを考えて、その結果、こういうデータが出たから、他の条件、あるいは信頼性、再現性の観点からもみて、また因果関係の観点も踏まえて、こういうデータは確からしいであろうと考える、という理解しております。申請者の方でも、むやみやたらと、製品を作るはずがないので、ある機序を考えて実験デザインをしていると思いますので、そういったところから、そういう機序を絡めた回答があってもいいのではないかと、そういう意味で質問ただけでして、事務局の法的な必要事項云々ということとは、ちょっとまた次元が違うことではあるのですが、そういったところが、以前の回で議論があった上で、この質問が出ているのか、あるいはこの質問がかなり初期の段階で出た質問なのかどうかというところでございます。

○消費者委員会事務局 分かりました。

今、お二人の委員から頂きましたコメントにつきましては、事務局のほうから申請者のほうに、間違いなく伝えさせていただきます。

また、特に〇〇委員のほうから、後半にありましたコメントは、この品目に限らず、特保を申請するメーカー全員にというか、全てに対してのコメントであってもおかしくない内容かと思しますので、また、その辺につきましては、議事録で公開される部分もありますので、そういったところを使いながら特保の申請関係者のほうに広く伝えるようにさせていただきたいと思っております。〇〇〇委員 補足ですけれども、申請資料の中に、運動したときに、どのような代謝が起こるかということで、様々な文献を引用してディスカッションにはなっていて、運動することで交感神経の働きが上がって、アドレナリンが分泌されたり、またグルカゴンが分泌されたりということで、脂肪の分解が進むということの報告があるとなっておりますので、その辺り、先ほど先生がおっしゃったような機序も、一応書いてあるということでございます。

それでは、痩せの人への影響についてということで御議論いただきたいのですが、いかがでしょうか。

どうぞ。

〇〇〇委員 特保の中には同様に、脂肪が気になる方へとか、内臓脂肪の低減に役に立つという製品がたくさんありますので、それと同じことだと思います。

対象者を限って表示してあるので、痩せた人も飲むかもしれませんが、この製品だけで大きく問題を起こすわけではないのかなと思います。

有効性も限られた中での検証、もともと内臓脂肪が多い方で有効だったということであって、痩せの方に同等の有効性が認められるかどうかは、疑問もあるということもございますので、特別、この製品に限っての配慮は不要かなと思います。

〇〇〇委員 ありがとうございます。

他、いかがでしょうか。

〇〇先生、よろしいですか。

〇〇〇委員 基本的には、いいと思うのですけれども、今までは多分、余り気にならなかった問題だと思います。

今の世の中で、少しずつそういったことが言われ始めてきているので、今まではよかったから、今後もいいというわけではなくて、少し議論に入れていただければと思います。

〇〇〇委員 ありがとうございます。

それでは、申請者の対象とする被験者さんにつきましては、〇〇ということになっておりますので、これについては、特にこれ以上進めるということではなく、この議論でよしとしたいと思います。

ただ、今、見ていますと、許可の文言なのですけれども、最後に、〇〇というのは、部会のほうで少し曖昧ではないかということが議論されたと思いますが、これについては、事務局、いかがでしょうか。

〇消費者委員会事務局 許可表示につきましては、先ほどお見せしました、資料1の表、これに出ているものが、申請時に、こういうもので申請されたということです。

これにつきまして、指摘が出まして、回答書①、第42回、最初に審議されたときの回答書を御覧いただけますでしょうか。

1枚表紙をめくっていただいて、14ページ中の2ページになります。

申請時から、申請した許可表示文言から調査会の指摘を受けまして、今、〇〇委員がおっしゃった部分に関しまして言いますと、〇〇という文言に変えますという回答が寄せられたわけです。

この表示文言全体につきまして、〇〇ということが回答されているけれども、〇〇と変更されたいという再度の指摘が出されて、本日に至っているという経緯なのですが、この〇〇という部分につきましては、前回44回の調査会では、何も指摘というか、修正要求が出ないまま、本日に至っております。

〇〇〇委員 特に議論しなくてもよろしいということで、よろしいですね。

〇消費者委員会事務局 前回、〇〇ということで、調査会としては了承されているのかなと考えます。

〇〇〇委員 ありがとうございます。

今回、新しい委員の先生なので、前々回のこと理解できていなくて、私も少し混乱しまして申し訳ございませんでした。

それでは、〇〇委員からのコメントで、指摘事項7、10に対する回答についてのコメント、回答7と10の(1)については了承、ただ、10の(2)(3)については解析と結果の部分で一部整合性が確認できない部分があるということで、これについて、委員の先生方の御意見を頂きたいと思います。いかがでしょうか。

44回の回答書では、12ページ中の7ページのところから始まって、統計解析について11ページまで、その内容が記されているところです。

1つ、〇〇委員の御指摘で、(2)と(3)のところは、既にパブリッシュされているデータについてのコメントで、統計解析について疑義があるということなのですが、この点についていかがで

しょうか、今まで調査会で審議されていた中で、既にパブリッシュされたデータについて、更に統計について深く議論していくというようなことになっておりますが、□□先生、この点について、コメントありましたらお願いいたします。

回答2のほうの10番です。

○参考人 これについては、統計の問題で、私の専門ではないので、それについては特にコメントは申し上げられません。

○□□委員 ありがとうございます。

□□先生、お願いします。

○□□委員 基本的に、パブリッシュされたデータを、更に内容について言及するということは、今までも多分なかったような気がしますし、御指摘は、私も統計解析は全く分かりませんが、もっともな部分であることは間違いないと思うのですが、そこについて深く取り下げるということは、別の問題が生じるような気がいたします。

○□□委員 ありがとうございます。

他の委員はいかがでしょうか、今の□□委員のコメントも受けまして、お願いいたします。

○□□委員 ちょっと前後関係を確認させてください。

44回で出てきている回答書の中では、一応、指摘に関しては、統計的なことについては、疑義がありますよということで、一応、彼らは再解析をしていて、食い違いはないという彼らの説明に対して、今回、もう一回、まだ少し食い違っていますよと、そういう指摘が入っていると、そういう時間的な流れの理解でいいですか。

私も同じです。先ほどの論文も、前回の審議のときも、そういう論文を少し見直したほうがいいのではないか、データがあるのではないかとという話で、再解析をやったほうがいいのではないかという話はあったのですが、やはり、やり直して結論がずれたときに、また、信憑性の問題とか、あらぬ問題をまた引き起こすかもしれないということで、いろいろ私も調べてみると、それはやらないほうがいいというのが、多くの人の意見だったので、これも同じで、一時的には、申請者のほうから再解析の結果、一応、食い違いはないという話なので、あとは、これをどこまでもう一回やり直すか、これは、ずっと平行線になる可能性も出てきますので、私も、これでもういいのかなという気はします。

○□□委員 ありがとうございます。

どうぞ。

○□□委員 これも、また、私が参画していない回なので、確認となるコメントとなり、恐縮なのですが、この質問を見ますと、統計的という以前に、統計処理をする際のモデルの違いを委員は指摘をしていて、さっきの機序の件と同じなのですが、そういう前提で統計処理をするのであれば、モデルとしては、今のこのモデルよりも、こういうことを想定したモデルを前提に統計処理をすべきではないかというような質問に見受けられますので、それを受けての回答になっていけばいいのですが、一見、そういう回答にはなっていないように見受けられますので、そこは経緯のところの確認になってしまって恐縮なのですが、そういったところは、どうな

のでしょうか。

いわゆるモデルが違うのではないですかという指摘に対して、このモデルでいいのですとか、我々のモデルのほうが正しいですと、そういった回答にはなっていないですね。統計処理のほうの回答のように見受けられるのですけれども、どうなのでしょう。

〇〇〇委員 経緯としては、いかがでしょうか。

先ほどの〇〇先生の御意見からは、やはり、既にパブリッシュされているデータについて、更にそれを指摘して直していただくというところは、なかなかサイエンスの評価としても難しいところがあるのではないかと御意見で、私もどちらかというところ、今までの経緯を見ていますと、1つのパブリッシュしたデータは、そこで評価を受けているわけで、それを更に、指摘はもちろんいいのですけれども、そのデータを更に追及していくというのは、エンドレスになるところがあるのではないかと考えます。

1つは、先ほどの42回のほう、①の回答書のほうで、12ページのところに、関連の図があって、かなり複雑な図になっているのですが、これは、コントロールの方も、アミノ酸を摂取した方も、全て混ぜて解析しているのだから、かなり複雑な解析の方法もいろいろあるということなのですが、これは、摂取した人だけに絞るとか、そういう質問を再度するかというところもあると思うのですが、〇〇先生、いかがでしょうか。

〇参考人 その件については、回答の図は、指摘のコメントに十分対応していないのではないかと思います。カロリー摂取量と変化の値を比較するのだったら、全体として摂取群とプラセボ群を両方まとめた、今回みたいな解析もありますけれども、並行して、処置した群と処置していないプラセボ群とを別々に解析して、どの解析でも同じような結果が出るのであれば、納得しやすいのですけれども、今回みたいなまとめ方でも仕方がないかなとは思いますが、できれば、別々に解析していただきたいと思いました。

〇〇〇委員 ありがとうございます。

事務局、その辺り、いかがですか。そのデータを出せるかどうか聞いていただくということではできないのでしょうか。

〇消費者委員会事務局 データは、当然残っていると思いますから、全例まとめて解析をしている、それを摂取群とコントロール群とに分けてということですね。それは、できるのではないかと思いますけれども、データを廃棄していなければできはずですね。

〇〇〇委員 では、この件については、それを聞いていただくということでいかがでしょうか。〇〇〇先生の御指摘もあったところですが。

〇消費者委員会事務局 分かりました。ただ、その御指摘というのは、いかがいたしましょうか。先ほど、パブリッシュされたデータであれば、余り深くやらなくてもよろしいのではないかと御意見もあったかと思うのです。

とは言いながら、全部一緒だと分かりにくいからという御意見かとも思いますので、調査会として了承するための条件として、A-mix群、摂取群とプラセボ群を分けたデータが必要であるという趣旨で指摘するのか、あるいは、そこまでは強く要求しないけれども、参考といいますか、より理



〇〇〇委員 よろしいでしょうか。

では、今の〇〇先生の御意見をお伝えいただくということで。

〇消費者委員会事務局 済みません、事務局として、しつこいようですが、確認させていただきたいのは、それは参考資料としてということでよろしいのですね。なければならぬということではないという理解でよろしいわけですね。

〇〇〇委員 そのように理解しております。

それでは、引き続きまして、今日は〇〇先生に参考人としておいでいただいておりますので、第44回の御指摘について、〇〇先生が御指摘になったところの回答について、御意見を頂ければと思います。

〇参考人 分かりました。

その前に、ちょっと私のところで混乱しているところもあるので、私の出したコメントは、どの番号か、一度確認したいのですけれども。

〇消費者委員会事務局 〇〇先生が、この回答書②に沿ってお話しただければと思っておりますけれども、そのうち7と10については、今、御議論いただきましたように、〇〇委員からの指摘でございました。

それから、指摘の1番については、これは、どちらの委員というよりも、調査会全体の審議結果として、〇〇というのは、直したほうがいいのではないかという結論になったと、そのように理解しております。

ですから、あえて言うならば、1、7、10を除いた項目について、〇〇先生のほうから細かく御説明いただければと思います。

〇参考人 分かりました。

〇〇先生、それでよろしいですか。

〇〇〇委員 はい。

〇参考人 それでは、コメントの2番目のところですが、これは、言葉上の問題なのですが、もとの論文だと、「metabolic-related disorders」と書いてあるところを、この申請書では代謝異常者というような表現になっていたのが、代謝異常者という、いろんな意味が含まれて、代謝酵素が欠損しているとか、いろんなことがありますので、ここは本来の意味である、代謝関連疾病患者とすべきではないかとコメントをさせていただいたものです。

これについては、そのように改めるというような回答ですので、これは問題ないと思いました。

先に進んでよろしいですか。

〇〇〇 どうぞ。

〇参考人 資料3は、回答の全体に言えるのですけれども、どうも引用の仕方とか、まとめ方が、少し不正確なところがあって、感情的になってしまうといけなのでは、いらいらするところがありました。特に、この場合に指摘させていただいたのは、要旨の中で、部分引用として書いてあるのが、では、部分引用だったら、もとの論文に、そのように書いてあるのかなと思うと、そうではなくて、申請者による意見であったり要約であったりと、立場が不明確なところがあった

ので、それを正確に引用してくださいとお願いしたものです。

回答の内容につきましては、最初の半分ぐらいは、何だかよく分からない表現なのですが、結論としては、要旨から全体引用とか、部分引用とか、そういう不正確な表現を削除するというような回答で、もともとのコメントに対する回答にはなっているかなと思います。

そういうことで、了承したいと思います。

それから、4番目については、先ほどの議論と少し関係しているかと思うのですが、これは、私のコメントではないですね。

○消費者委員会事務局 □□先生のコメントだと記憶しているのですが、ちょっと確認してよろしいでしょうか。

○参考人 これについては、コメントを私は出さないほうがよろしいかと思えます。

それから、5番目のコメントですけれども、資料1-16の引用文献の解説があつたのですが、結果の要約というのが分かりにくくて、ヒトとマウスとラットの結果を一体としてまとめていまして、あたかも結論に至るような結果が、全てのモデルで生じたような誤解を与えるのではないかという印象を受けたので、それぞれヒトではこうかと、マウスではこうだったというように試験ごとにまとめてくださいとお願いしたものです。

回答としましては、余分なところは削除して、運動疑似負荷ラットモデルを用いたスクリーニング以外の試験は削除しますというようなことでした。そうすることにより、分かりやすくなって、話の進め上、問題ないと思いましたので、これは了解したいと思えます。

6番については、先ほど議論があつたことと、若干関連しているのですが、アドレナリンの作用は、いろんな作用があるので、アドレナリンの処置による運動疑似負荷ラットモデルを用いた試験のみで、最終的な結論を出すのではなくて、それはあくまでスクリーニングとして判断すべきであつて、そういう理解のもとで話を進めていただきたいと思います、コメントを出したものです。

それについては、指摘に対応するような回答が得られて、そのスクリーニング系の結果が、資料No. 1-27から31に載っていますけれども、動物実験及びヒトを対象とした試験、それぞれで評価されていて、企業の主張する内容に沿った結果が出ているということで、了解したいと思えます。

資料7は飛ばしまして、資料8ですけれども、これは、この薬物の作用機序として、グルカゴンの強い上昇が起きて、それが脂肪の代謝に影響を与えて効果が現れるというようなメカニズムで考えていると、私は理解しましたのですが、ただ、グルカゴンには、血糖値の上昇作用が当然あるということで、そうなると、糖尿病の患者さんとか、その予備軍、そういった人が、この太った方には含まれる可能性があるのではないかということで、そういう患者さんでの血糖値の変化とか、HbA1cの変動についても考察してほしいと申し上げたものです。

それは、最初に審議したときに、多分、そういうコメントが出て、それに基づいて食品安全委員会に評価をお願いされたということですが、その結果について、企業のコメントが出ていなかったのですね。

それで、企業としても食品安全委員会の評価を待つだけではなくて、企業としても考え方を示していただきたいと、そういう気持ちもありまして、コメントを残したのだと、思えます。

そういうことで、残したと思うのですけれども、結論としては、その後に載っていますけれども、それぞれアラニンとか、アルギニンとか、フェニルアラニン、それぞれのHbA1cとか血糖値に対する影響について、有意な変化は認められていないというような結論を、会社としてまとめて、また、同時摂取の場合でも、それぞれ有意な変化が得られていないという結論を、会社としての文面でも記載されています。

それと同じような結果が、2019年5月付の食品安全委員会の報告でも血糖値に対する影響は小さいと判断するという、食品安全委員会のコメントが添付されており、企業の考え方と食品安全委員会の考え方と同じであるということが文面に記載されていたので、了解したいと思います。

それから、コメントの9番目は、私の感覚で、この申請書にベージュ細胞と書いてあったので、何だろうと思って、調べてみたら、普通は褐色脂肪細胞と書いてあるものについて、こういう表現を使っているのだと分かって、そのように表現を変えたらいいのではないですかと申し上げたものです。

それをそのように改めるという結論ですので、了解したいと思います。

以上です。

○消費者委員会事務局 4番については、前回、回答の案を見ていただいたときに、これについては、コメントはありませんという御連絡をいただいていますので、□□先生の御指摘だったと。

○参考人 そうですか、分かりました。

そういうことで、コメントはないということで、了承するということでお願いします。

○□□委員 □□先生、ありがとうございました。

それでは、今の□□先生の御指摘に対して、□□先生は了承するという事だったのですが、委員の先生方、御意見をいただければと思います。

どうぞ。

○□□委員 ベージュ細胞についてですが、□□先生のほうが御存じなのかもしれないのですけれども、どこまで学術的なテクニカルタームというか、術語になっているか、すぐには分からないのですけれども、一般的には、褐色脂肪細胞ではなくて、第2の褐色脂肪細胞というのですかね、ちょっと違う意味合いを持ったもので、要は、ホワイトと褐色の間みたいな意味合いで使用されていて、ただ、それをメーカーさんのほうで、訂正します、ということですので、そこまで深い思い入れを持ってベージュ細胞を使っていたのではないかなということになりますので、そこは逆に不安に思っているところですが、その辺りは、訂正したからそれでいい、ということもあるのですが、いかがなものなのでしょうか。

○参考人 もともとの英語は、ブラウン・アディポースという書き方で、その訳としてはどうかと思ったのです。

○□□委員 文献の1-22の307ページの図の中には、ホワイト・アディポースの中にベージュと括弧書きでございまして、ホワイト・アディポサイトがベージュ化する、つまりミトコンドリアが増えて、少し褐色細胞に近くなってくるというようなことで使われている。

○参考人 ありがとうございます。

〇〇〇委員 そうすると、正確にはベージュ細胞という表記のほうが。

〇〇〇委員 そういう言い方をしている、白でも黒でもないという感じでベージュと言っているものは存在すると言われていました。

〇〇〇委員 いかがいたしましょうか、また、元に戻すというのが科学的には正しい表現だということですが。

〇〇〇委員 これは、1-22の要約として付いている言葉だけですから、どちらでもいいといえば、どちらでもいいですね。原文のとおりでもいいのではないのでしょうか。

〇〇〇委員 御指摘の後、変更されたものでいくということ、よろしいですか。また、これを元に戻すと、かなりシステムとして問題かなと思いますので、ブラウン・アディポースとも説明されていることから、これでよいという回答ですので、今、〇〇先生がおっしゃったように、引用文献の説明ということで、特に褐色脂肪細胞でも問題はないという判断で、先生方、よろしいでしょうか。

〇〇〇委員 意味合いは、実は、かなり違って、褐色脂肪細胞ということであれば、熱産生のほうに特化していて、他方ベージュというのは、この褐色脂肪細胞と分布の場所が本質的に違うはずなのですが、ここでどちらを取るかということに対して、〇〇先生のコメントに対して、訂正しますということであれば、もうそれでいいのかなということなのですが。

〇〇〇委員 よろしいですか、図の2の説明として書かれていて、この図の中には、ブラウン・アディポース・ティッシュも、ホワイト・アディポース・ティッシュも入っていて、ホワイトの中に括弧でベージュと書いてあるだけなので、グルカゴンがBATも刺激するという図ですから、そちらを説明したとすれば、変えてもらってもいいかなと思います。

〇〇〇委員 よろしいでしょうか。

それでは、〇〇先生のコメントを採用させていただいて、この回答のままということをお願いします。

それでは、一通り議論が終わったと思いますが、どうぞ。

〇消費者委員会事務局 最後に指摘事項の1番です。これについては、もともとの指摘では、「□□」という文言を、「〇〇」というように変更されたい、ということだったのですが、それに対して申請者のほうからは、他の文言というか、使っている用語等も合わせまして、指摘事項にありました、「〇〇」という言葉そのものではなく、「〇〇」と直したいという回答が寄せられておりますけれども、これについて、よろしいのか、まだ検討が必要なのか、御議論をいただきたいと思っております。

〇〇〇委員 先生方、いかがでしょうか。御意見をいただければと思います。

一応、厚労省の身体活動基準におきましては、運動と〇〇というのは、明確に分かれておりまして、〇〇というのは、生活活動も含めた体を動かすことという活動で、運動というのは、目的を持って、余暇の時間に、運動のウェアを着てレジャーやスポーツをするということなので、多分、そういうことも加味して、一日千歩歩くことを推奨するというような指導のもとに試験が行われているので、運動というよりは、〇〇のほうが近いかなというような御判断だったと思うのですが、いかがでしょうか。

特に□□で問題ないでしょうか。

ありがとうございました。

それでは、□□に変更するというごをお願いします。

では、審議結果を整理して、処理方法について確認したいと思います。

事務局、お願いいたします。

○消費者委員会事務局 では、確認させていただきます。

前回の調査会で10項目の指摘が出ておったわけですが、指摘事項の1番から8番までにつきましては、本日の調査会で了承されたこと。

9番につきましても、褐色脂肪細胞に直しますということで、調査会としては了承ということですが、ただ、厳密な意味では、この2つの用語は別物を指すのだということは、併せて伝えるということによろしいですか。

そこまでは、必要ございませんか。

この申請書の中の概要の説明としては、褐色脂肪細胞で構わないということでは了承とさせていただきます。よろしいでしょうか。

それから、指摘事項の10番につきましては、これも調査会の審議結果としては、了承ということによろしいですね。

ただ、今、提示されている資料が、サンプルの摂取群もプラセボ群も、全部合わせた形、まとめて解析をするというやり方をしておりますので、それは分けて解析したほうが、より分かりやすくなるのではないかと御意見がありまして、その辺の解析の仕方については、この指摘を出された□□委員の御意見を伺った上で、こういった解析をして、参考資料として提出してほしいということをお申請者に伝えるということを追加として出す、了承ですけれども、そういった参考資料を出してくださいということをお伝えるということによろしいでしょうか。

そういたしますと「□□」につきましては、この第一調査会としては了承ということにさせていただきます。

○□□委員 □□先生、ありがとうございました。

○参考人 ありがとうございました。

(参考人 退室)

○□□委員 今の事務局のまとめにつきましては、御質問等ありますでしょうか。

なければ、では「□□」の審議は、以上となりますので、□□先生は御退席されました。

□□先生におかれましては、大変お忙しいところ、ありがとうございました。

それでは、次の審議に移ります。

---

## 【新規審議品目】

(2)「□□」(マルハニチロ株式会社)

〇〇〇委員 次は、新規の審議品目になります。「〇〇」、マルハニチロ株式会社でございます。  
消費者庁から概要の説明をお願いいたします。

〇消費者庁食品表示企画課 資料3を御覧ください。

「〇〇」です。内容量は〇〇、許可を受けようとする表示の内容ですが、「〇〇」というものです。  
関与する成分と量はカルシウムで〇〇、1日当たり摂取目安量は1本〇〇となっております。

右側の既許可品のフィッシュソーセージとの違いですけれども、大きく2点ございまして、1点目が内容量です。既許可品は〇〇のところ、申請品は〇〇。関与成分が同じカルシウムですが、既許可品は〇〇のところ、申請品は〇〇として申請がなされているというものでございます。

続きまして、資料4になりますけれども、こちらを御覧ください。

今回の「〇〇」ですけれども、特保の申請区分の中で下に赤枠で囲っております疾病リスク低減表示というもので申請がなされているということになります。疾病リスク低減表示とは関与成分の疾病リスクの低減の効果が、医学的・栄養学的に確立されているとされる場合は、その疾病リスクの低減表示を認めるという特保の区分となっております。

後ろをめくっていただきますと、今回はカルシウムが関与成分となりますので、赤枠部分のカルシウムの場合は1日摂取目安量の300mgから700mgの範囲内であること、右側、特定の保健の用途に係る表示、先ほど申し上げたもの同じです。若い女性が健全な骨の健康を維持し、歳を取ってからの骨粗鬆症になるリスクを低減するかもしれないという表示をすること。

摂取上の注意事項は、一般に疾病は様々な要因に起因するものであり、カルシウムを過剰に摂取しても骨粗鬆症になるリスクがなくなるわけではありませんということを表示することを要件としておりまして、本申請品はこれに合致するような申請をなされているというところでございます。

なお、この疾病リスク低減表示で申請が出された場合は、有効性の申請資料や一部の安全性の資料は省略しても差し支えないとしているところですので、それに基づき申請書が提出されているというところです。

以上となります。

〇〇〇委員 ありがとうございます。

次に、事務局から事前に委員から出された意見等を紹介してください。

〇消費者委員会事務局 4人の委員の先生からコメントをいただいております。

資料5を御覧ください。真ん中辺りから「〇〇」についてというページがございます。

まず、〇〇委員からのコメントでございます。関与成分について。既許可品はカルシウム添加量が1本当たり〇〇、関与分量は〇〇であるのに対して、申請品は添加量が〇〇、関与成分が〇〇となっております。関与分量を既許可品よりも〇〇設定している理由は何でしょうか。製品ごとのばらつきを考慮しているのでしょうか。

2点目です。関与成分の分析評価法。関与成分の分析評価法が確立されて、再現性が取れるものかどうか、データが提出されないと判断できないと思われませんが、妥当性確認データを求めるのでしょうか。

続いて、8、品質管理の方法に関する資料、2ページ、1、原料規格の炭酸カルシウムの添加量

から製品中のカルシウム含量を求めると、□□/100 g であり、「(7) 食品中における特定の保健の目的に資する栄養成分の定性及び定量試験の試験検査の成績書並びにその試験検査の方法を記載した資料」の2ページの分析結果は□□%から□□%に相当するので、分析は特に問題ないものと考えられますということです。

なお、5の計算例では、原子吸光の結果、□□、試料採取量は□□と記載されています。試料採取量が3番の試験の方法に記載されている□□よりも少なく、原子吸光の結果が□□になっていません。定量は検量線の間濃度付近になるのが望ましいと思われるので、余りよい計算例とは思われません。

また、食品添加物公定書などでは「定量等に供する試料の採取量に『約』を付けたものは、記載された量の±10%の範囲をいう」とされています。この点からもよい計算例とは思われません。

また「正確に量り取る」については、日本薬局方では「質量を『精密に量る』とは、量るべき最小位を考慮し、0.1mg、10μg、1 μg又は0.1μgまで量ることを意味し、また、質量を『正確に量る』とは、指示された数値の質量をその桁数まで量ることを意味する」と規定されており、「約」とつける場合には「精密に」を用いるのではないのでしょうかということです。

次は、原料の調達、産地、供給安定性について。原材料の関与成分の含有量、産地や収穫時期などによる変動、農薬の汚染の分析確認体制や有害物混入防止の対策がなされているかといった点について、関与成分は食品添加物であり、特に問題ないものと思われれます。

次のページに参ります。品質規格の設定について。原材料は製品の規格が決められており、一定規格の製品が製造できると考えられます。

次に、賞味期間。一般的な賞味期間が設定されていると思われれますとのことをございました。

続いて、□□委員からのコメントでございます。安全性や安定性、表示などに問題はないと思われる。ただ、特定保健用食品であるので、この製品を1日1本食べたら健康効果が得られるなどのヒトでのエビデンスが欲しい。カルシウムを強化したということだけでは、栄養機能食品でよいのではと思ってしまうとのことをございます。

次は□□委員の1点目、既許可品との比較では、関与成分及び内容量が□□なっていますが、あとは特に問題はないと思われれます。

2点目、前回の指摘事項にもなかったのですが、これは対象を成人として試験が行われています。カルシウムですと子供が摂取する可能性もあり、この製品は成人を対象としていることを明記しなくてよいでしょうか。これは食品安全委員会マターかもしれませんが、その点が少し気になりましたとのことをございました。

続いて、□□委員からのコメントでございます。既許可品「□□」「□□」の□□とのことですので、許可に関しては特段の意見はございません。ただ、同じく既許可品の「□□」とは、香辛料と着色料が異なっており、本品には□□が含まれています。□□にはアレルギー発症のリスクがあることが知られ、「□□」「□□」の表示許可後に消費者庁からも注意喚起がなされています。この点から「□□」と同様に、□□を含まないほうがより望ましいと考えますとのことでした。

以上です。

〇〇〇委員 ありがとうございます。

それでは、御意見を頂きたいと思います。

まず順番に、最初の〇〇委員のコメントについてです。〇〇委員、今の説明でいかがでしょうか。補足等がありましたらお願いします。

〇〇〇委員 今回初めてだったので、担当の部分ということについていろいろ細かくコメントを出してみたのですが、1つお伺いしたいのが、分析評価法についてというのが担当なのですが、どこまで試験法について見る、指摘するべきなのか。今まであまり妥当性の確認とかといったことは気にしていなかったのですが、その試験法が正しく行われているかとか、そういったところまでここでも議論がされるべきでしょうかというのが、ちょっと御意見を伺いたいなど。

指摘したところは、組成は変えずに食品量を〇〇しただけなのに、結局1日当たりの摂取目安量が割合的に〇〇書いてあるのはなぜなのかというのが気になったのですが、他のものについては特にコメントはありません。計算例というのはあくまで例なので、これを修正とか、そういった意味ではないのですが、一応気になったので書いてみました。

試験方法についても、その記載が正しいか正しくないかというところまで見る必要がないのかあるのかをこの場で教えていただきたいなと思いました。

以上です。

〇〇〇委員 ありがとうございます。

それでは、一応カルシウムということで、栄養成分なので、食品表示基準の規定に基づいた栄養成分の分析方法というものがあるので、そちらで妥当性は担保されているという理解かと思いますが、消費者庁様からコメントがありましたらお願いします。

〇消費者庁食品表示企画課 特にはございません。

〇〇〇委員 事務局、いかがでしょうか。

〇消費者委員会事務局 栄養成分表示における公定法とほぼ同じプロトコルで測られていますので、妥当性は十分ある方法だと考えます。

〇〇〇委員 ありがとうございます。

栄養成分については、基準に基づいて分析方法が決められていますので、それに基づいた方法で実施されているということで、〇〇先生、よろしいでしょうか。

先ほどの質問で、更に新規成分等は、新しい分析法である場合は妥当性確認の検量線の作成ですか、真度や精度の試験について確認のデータが必要になるかと思いますが、栄養成分の場合はこれでオーケーということで御理解いただいてよろしいかと思います。

それから、関与成分量が既許可品より〇〇設定してあるということなのですが、事務局、これは何かお尋ねでしょうか。申請者に確認してありますでしょうか。

〇消費者委員会事務局 申請者に確認したところでは、確かに〇〇から〇〇、〇〇以上に関与成分量が〇〇という状況になっておりますが、特に大きな意味があるわけではなく、最低必要量として分析したときに、それより少なくてはならないという数字として〇〇を書いていまして、いわゆる目増し部分を増やした、製造時に少し余裕を持って作ったということでございます。

〇〇〇委員 ありがとうございます。

□□委員、いかがでしょうか。

〇〇〇委員 はい。結構です。

〇〇〇委員 ありがとうございます。

計算例については、特に例ということなのでよろしいという、修正の必要はないという□□委員の御意見でしたので、これはそのままで行きたいと思います。

どうぞ。

〇〇〇委員 試験法の記載に不備がある場合というのは、今後も指摘はすべきなのでしょうか。

〇〇〇委員 それはしていただきたいと思います。

〇〇〇委員 分かりました。

〇〇〇委員 どうぞよろしく願いいたします。

続きまして、□□委員の御指摘でございます。これについて、コメントがありましたらお願いいたします。

〇〇〇委員 安全性試験とか安定性、表示等には特に問題は、ここは自分の範囲ということと、もう一つ機能性も範囲なのですけれども、この□□に減ったということに関して、過去のヒト試験等を調べてみると、500ぐらいからは大体機能性は出てきているのですが、300というと5本あったら3本か4本はネガティブみたいな感じで、結構このラインが微妙なのではないかと。確かに意味はくはないでしょうけれども、微妙だよねというラインが300のラインだと思うのです。500以上は大体ポジティブなデータがそろっているのですけれども、今回減らしたということに関して、だったらこの□□のソーセージ1本食べたなら本当に骨粗鬆症の改善傾向があるのですかというところを聞きたかったなというところがあります。

〇〇〇委員 事務局、制度として先ほど御説明いただいたのですけれども、消費者庁様でしたか。もう一度説明いただければと思います。

〇消費者庁食品表示企画課 済みません。どういったところでしょうか。

〇〇〇委員 疾病リスク低減表示に係る食品の申請については有効性試験を付ける必要はないということが制度上で言われているということで最初に説明があったのですけれども、プラス、1日の摂取目安量が制度として300mgから700mgまで定められているということで、この制度に基づきますと、この食品については特に制度上は問題がないということでよろしいでしょうか。

〇消費者庁食品表示企画課 まず、この疾病リスク低減表示の仕組みにつきましては、カルシウムと葉酸に関しましては、このように成分に関しまして下限値と上限値と、表示する機能表示と注意喚起等の表示に関しまして、いわゆる規格基準型にほぼ類似した形で制度設計のときに設定したということがございます。それ以外のものについても申請自体は可能にはなっておりますけれども、それは正に個別に評価していく形になっていくということになるかと思っております。ですから、これは一応設定時にこれで問題ないという形で設定したと。設定したのは消費者庁の前の厚生労働省の時代ということにはなります。

以上です。

〇〇〇委員 御説明ありがとうございました。

□□委員、いかがでしょうか。

〇〇〇委員 制度で問題がなければ問題ないので、300という数字に強くプライドがあるのであれば、私は何の指摘もございません。

〇〇〇委員 ありがとうございました。

どうぞ。

〇〇〇委員 分かりにくいので、私は別の角度から言いますと、□□委員も御指摘のとおり、栄養機能食品というものがございまして、カルシウムはその中に入っていて、それは無届けで一応許可されていて、一見、それとの比較で言うと法的に分解点が危ういのではないかと。ですから、特保のほうはエビデンスを基にそういったことをしていくという理解だったのですが、今の御説明だと、カルシウムの場合は必ずしもそうではないと理解される面もあったのですが、その辺りはどのように分解点を考えればよいのでしょうか。つまり、栄養機能食品との差別化の点ではどのような考えでいけばよろしいのでしょうか。

〇消費者庁食品表示企画課 ここは今、正確にお答えすることは困難ですが、その当ても栄養機能食品の枠組みはあったかと思いますが、疾病リスク低減表示自体をどのように扱うかといったときに、栄養機能食品の枠組みに入れるよりも、特定保健用食品の枠組みの中に入れようということになったのだとは理解しております。特定保健用食品の中でも規格基準型という枠組みもありますけれども、それに類したような形のものも作ったということではないかと思いますが。

〇〇〇委員 栄養機能食品につきましては、栄養素の機能の表示ができるということで、カルシウムについては、カルシウムは健康な歯や骨をつくりますという表示なのですが、特保は更に疾病リスクということで、リスクリダクションの表示ができるということで一応差別化はされています。栄養機能食品のほうは骨粗鬆症という文言は入れられないということで、そういう理解で現在のところは分かれていると考えております。

〇〇〇委員 正にそこが、この表現でいうと「かもしれません」という「may」が引っかかるところでして、これが、もしエビデンスがあって、骨粗鬆症への影響があるということであれば、先生のおっしゃるように特保ということになるのですが、そこがエビデンスで示されなくて、なおかつ、他の骨粗鬆症のほうに低減するかもしれないということであれば、限りなく区別が難しいようには見受けられるのです。それは正に□□委員のコメントのとおりなのですが。

〇消費者庁食品表示企画課 恐らくこの表現も、国際的に疾病リスク低減表示を食品の中で認めているような表現例を参考にしながら設定したということです。mayというもの、可能性が有りますというのか、かもしれませんというのかとか、そこの表現の仕方はいろいろあったのだと思いますが、今はこの表現を基準的なものとして示しているということになります。

以上です。

〇〇〇委員 よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、次のコメントです。次は□□委員の御指摘になります。子供が摂取する可能性もあつ

て、食品安全委員会マターかもしれませんが、その点が気になりますということですが、これについては、□□委員に□□として御意見をいただければと思います。

○□□委員 特定保健用食品ということは対象者が明記されると思いますが、この場合はどのようになっていますでしょうか。

○□□委員 事務局、よろしいですか。この文言からしますと、若い女性の健全な骨のということにはなっているのですが。

○□□委員 そういうこと表記がはっきりしないのが現状なので、関与成分がカルシウムのどの製品も同じなのか、どうなのでしょう。大抵はこういう方を取っていただきたいということが書いてありますね。これははっきりしていない。はっきり書いていないのは、疾病リスク低減表示のものに限ってのことなのでしょう。この許可文言からいくと、若い女性が対象とされているのかなとは類推はされますけれども、明瞭にそういう表記はないですね。もちろんお子さんも食べられると思いますけれども、安全性の試験は確かに大人でしかできていないということはあるので、制度上の問題としては、対象者をはっきり書くようにするべきなのかどうか御確認いただいていたほうがいいのかと思います。

○□□委員 確認なのですけれども、これまでの既許可品におきましても、特に対象者について明記するという事はされていないのでしょうか。

○消費者委員会事務局 許可文言は全く同じものを使っているわけで、摂取上の注意というものも一緒にありますけれども、ここに子供が摂取するかもしれないとか、そういう文言も入ったものは、これまでの許可品ではございません。

○□□委員 ですから、問題としては多少残るかもしれませんが、この製品だけについて問題にするというものではないかもしれません。

それと、現状では、お子さんでも過剰にカルシウムを取り過ぎの方が多いいということはないので、2本食べても問題はないかと思うのですが、いろいろな食べ方をなさる方がありますので、対象者をはっきりできればより望ましいと思います。

○□□委員 ありがとうございます。

制度上、今のところは許可文言が固まっていますので、既許可品についても特に対象者を表示するという事はなかったということですが、今後の制度の改革とか、そういうときには少しその辺りも考慮していくということで、また、調査会の意見としてはそういうことが出たということで部会に上げるということではいかがでしょうか。

委員の先生方、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

事務局、いかがでしょうか。

○消費者委員会事務局 対象者がはっきりしないということで、その辺について部会にこのことをどう考えるかを議論していただくということで申し送るということではよろしいですか。

○□□委員 よろしいでしょうか。

それでは、そのようにお願いいたします。

それでは、次に□□委員のコメントで、□□を含まないほうがよいということですが、補足があ

りましたらお願いいたします。

〇〇〇委員 より安全性の高いものということで、こういうリスクのある添加物がない商品も作っておられるのだから、だったらできるのではないかということでの意見です。

〇〇〇委員 これは指摘していただくということでもよろしいですか。

委員の先生方、〇〇先生、いかがですか。

〇〇〇委員 問題になったのは、カルミンの使われた口紅を使っていた人が〇〇を食べたときにアレルギーになるということで、〇〇の入った食品を食べるとすぐアレルギーが出るということはあまり考えられないのですけれども、虫から取られたという印象的にも余りよくないということで、確かに特保はより健康を気にする人が食べるものなので、若い女性で〇〇とか、口紅を塗る可能性があることも考えると、〇〇以外の色素を使ったほうがいいのではないですかという御指摘があっても当然かと思えます。先生の御指摘を伝えていただくのはいいことだと思いますが、この製品について変えなければいけないとか、そういったことまでではないのではないかと思います。

〇〇〇委員 添加物としては、登録があるということで問題がないということですが、特保としてはどうかということで、消費者庁、いかがでしょうか。注意喚起を出しているということなのですが、コメントをいただければと思います。

どうぞ。

〇〇〇委員 時間調整で私が先に言いますと、〇〇の場合、アレルギーが生じた例があって、既に別の色素への代替が、もう10年ぐらいたっているのではないですかね、もうなっているはずで、〇〇とといったときは、今は〇〇は使われていないはずだと思うのです。

カルミンという御指摘がありましたけれども、実際の抗原は虫由来のたんぱくのほうだと思います。ですから、精製するときの純度の方が問題で、たんぱくが混入したことによってそれがアレルギーとなってアレルギーを惹起するというので、色素そのものがアレルギーではないはずなんです。つまり、ハプテンみたいなことではないはずのものです。むしろ規格の方でどれぐらいちゃんとした純度での抽出物なのか、というほうが問題だと思うのですが、いずれにしても、前に申請された製品ではこれを使っていないわけで、しかも、代替品が〇〇のほうは使用されているので、気にされている方は気にされているので、もう少し強く指摘して、代替品を検討してもいいのではないかと、調査会としてはあげてもいいように思うのです。

〇〇〇委員 ありがとうございます。

消費者庁様、何かありましたらお願いします。

〇消費者庁食品表示企画課 使用する原材料に関しましては、食品衛生法なりで使うことができるというものに関しましては、こちらから積極的にこれは駄目ですと言うのはなかなか難しいかと思えます。何かしら注意なり、追加的に配慮して何か表示をさせたほうがいいということでありましたら、委員会のほうでの御指摘を踏まえたこととしていただければ、事業者のほうも考えていただけるのではないかと、思います。

〇〇〇委員 ありがとうございます。

そうしましたら、制度上は特に問題ないということですが、この委員会の指摘として〇〇の例も

挙げながら、代替品のほうがよろしいのではないかという意見が出たということをお伝えいただければと思います。いかがでしょうか。

どうぞ。

〇〇〇委員 たしか〇〇はカルミンを使っていて、日本には輸入できていないはずなのです。日本ではどうしたかという、合成着色料の入った〇〇を輸入しているという現状なので、〇〇を例に出されると誤解が生じる。一般論として、消費者庁でも〇〇の注意喚起とかを出しているということで、そういった方面で、何か具体的なものを出すというよりは、一般的にそう言われているということでもいいのかなと思います。すみません。

〇〇〇委員 ありがとうございます。

それでは、〇〇委員の御意見ということで、先生方、いかがですか。

どうぞ。

〇〇〇委員 確かにこの〇〇というのは、消費者庁の方に言われて、確か色素を変えた製品が特保の製品の中であったはずなのです。だから、そういう例があるので、あえてどうして使うのですかという指摘はあるべきだと思います。

〇〇〇委員 よろしいでしょうか。

では、委員会の指摘として、そのようなことを指摘するということでお伝えいただければと思います。

どうぞ。

〇消費者委員会事務局 これは代替品がある可能性があるということで、それに換えなければいけないということになるのでしょうか。

〇〇〇委員 そうではなくて、そういう指摘をするということでございます。

〇消費者委員会事務局 指摘をします。

〇〇〇委員 制度として、食品衛生法で使うことは認められているので、そこまでは要求はできないという消費者庁様の御意見ですので、添加物としても登録されているので、使えることは使えるのですけれども、調査会としては変えてはいかがかという趣旨でございます。

よろしいでしょうか。

どうぞ。

〇〇〇委員 もう一件、添加物ではないのですけれども、〇〇なのですが、これは1本で〇〇入っているということで、かなり高用量の〇〇です。今度、食事摂取基準でも塩分6gということも提言されるので、〇〇というのはその〇〇を1本で取ってしまうというものであるということも、これについてももし企業努力で低減ができるならばより望ましいのではないかということ、色素のこととともに御提案いただければと思いますが、いかがでしょうか。

〇〇〇委員 いかがでしょうか。

どうぞ。

〇消費者委員会事務局 今の御意見は、例えば〇〇の入っている量が多いので注意喚起を加えるというような。

〇〇〇委員 この製品については特に変えなければいけないというものではないのですが、もし何らかのより改良をする努力をしていただければ、色素も変え、〇〇も減らしという製品を作っていただくと、より特保としては望ましいということであって、別にこれは絶対に駄目ですというものではないということです。

〇消費者委員会事務局 分かりました。

〇〇〇委員 それでは、そういう指摘をしていただくということで、他に御意見はございますでしょうか。

どうぞ。

〇〇〇委員 全く別件で、この中では出てきていなくて、前回〇〇委員からもあったと思うのですが、私がなかなか理解できていない点は、この名称、表示についてなのです。この表示を見ても「〇〇」というものがある、「〇〇」というものがある、「〇〇」というのが、ラベルではこうなるのですけれども、届出では「〇〇」とあって、必ずしもこの表示といつも一致しないわけですね。こういうところはもう少し整理できないのかなというのは、前回の別の食品のところでもあったのですけれども、なかなか法的にはそこは強く言えないということなのでしょうか。

例えば、届出のほうでは完全に片仮名の「〇〇」なのですが、こちらは英語が入っている、あるいはその上の行に「〇〇」という表示がありますね。「〇〇」というところが飛び出ているというか、必ずしも届出とは全然一致していないということでございます。

〇〇〇委員 ありがとうございます。

表示のことについては、こういう意見が出たということで部会のほうに申し送るということでもよろしいでしょうか。

それでは、審議結果を整理していただいて、処理方法について確認したいと思います。事務局、よろしく願いいたします。

〇消費者委員会事務局 今回、この件につきましては、この調査会においては御了承ということでよろしいでしょうか。

ただし、先ほどありましたように、〇〇の代替品の件と〇〇の件、それから、名称の件があります。名称につきましては、部会に申し送るということになります。もう一つ、対象者がはっきりしないということ、この件についても部会で審議していただくように申し送るということにいたします。もう一つは、先ほども言いましたけれども、〇〇と〇〇については少し改善できないかということを申請者に伝えるということでもよろしいでしょうか。

〇〇〇委員 それでは、今のおまとめですと、確認して座長預かりとするということになりますでしょうか。いかがでしょうか。

どうぞ。

〇消費者委員会事務局 品目そのものにつきましては、調査会了承ということでよろしいのでしょうか。それとも、申請者からの回答次第では了承できないと。もしもそうであれば座長預かりということになりますけれども、そうでないのであれば、品目については調査会としては了承、ただし、部会への申し送り事項として摂取対象者の表示の問題、商品名の書き方の問題、これについては部

会へ申し送るということ、また、それとは別に□□と□□については代替品を用いること、更に□□は低減することを検討されたい、そのような意見が調査会であったということを伝えるということではいかがでしょうか。

○□□委員 私としましては、今の事務局のおまとめの方法で、調査会としては了承するけれども、コメントとして部会に上げることと申請者には委員会のコメントを伝えるということではいかがでしょうか。委員の先生方、御了承いただけますでしょうか。

どうぞ。

○□□委員 その伝えた結果についての回答を、座長預かりにするということでしょうか。そうではないのでしょうか。

○消費者委員会事務局 例えば、□□に代わるものを検討されたいということを申請者に伝えますね。あるいは□□を減らすことを検討されたいと伝えますね。でも、申請者からこのソーセージの味を保つために□□を減らせませんという回答が来たときに、座長としては納得できないというようなことがあるのであれば、座長預かりとしてその回答を待つということになります。例えばの話です。ただ、あくまでも調査会としては検討してくださいねと、そこまでしか言わない、言えないということであれば、分かりました、次回の処方改良のときには□□を減らすことを検討しますという回答もあるかもしれないし、おいしさを保つために□□は減らせませんということかもしれない。でも、いずれにしても調査会として了承するというのであれば座長預かりではなしに、品目としては了承します、ただし、こういうことを別途申し伝えると言った方がいいのか、意見を伝えますよという別途の扱いになるということかと思えます。

○□□委員 後者のほうでよろしいかと思えますけれども、よろしいですね。そういうことで、回答によって審議の結果が左右されるわけではなく、座長においてもそこでこれは駄目というような指示を出すことでもありませんので、当調査会としては了承するけれども、申請者にはそのコメントを伝えてくださいということになるかと考えております。よろしいでしょうか。

○□□委員 それで結構なのですけれども、その回答をどこかで委員会に返していただくというのは必要なのかなど。どちらでも、結局どういう回答をされたのかというのが委員としては知りたいのかなど。

○消費者委員会事務局 □□委員から、この結果がどうなるといいますか、申請者としてはどう回答してくるのか知りたいということだと思うのですけれども、その回答によって了承するしないという正式な指摘ではないということになりますと、これは極端な言い方になりますけれども、□□、□□について検討されたいということを伝えまして、申請者がはい、分かりましたとか、その一言で終わらせて一切回答しないということもあり得るわけです。それに対して事務局からは、回答しなければ駄目だと強制する根拠がないわけです。正式な指摘ではないわけですから。

もちろん、それは極端なケースを想定してはいますけれども、ですから、今、この場で分かりました、申請者からの回答を委員の皆様にお伝えしますということを事務局としてお約束するのはまた難しいのかなど。確約するのは難しい状況だと。ですから、もちろん伝えます。伝えまして、先生方も申請者がどういう対応をするのか知りたがっていますよということも含めて伝えた上で、申

請者から何か回答があればそれを委員の皆様にお伝えするというところでよろしいでしょうか。最悪のケースが起こった場合には、申し訳ないですけれども、事務局としても委員の皆様にお伝えすることはなくなってしまうわけですが、それでよろしいですか。

〇〇〇委員 いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

どうぞ。

〇〇〇委員 そういうことであれば、先ほど〇〇委員から御指摘がありましたように、過去に食品のほうで〇〇を自主的に取り下げたのか、あるいはアドバイスで変えたのか分からないのですけれども、そこを遡っていただいて、そことの齟齬というのもございますので、そういうことであれば、それを前提に承認するみたいな、強くは言えるのでしょうか。つまり、過去の事例でこの食品ではこう言われていたのにうちでは言われませんでしたという、恐らく齟齬が生じて今後のやり方が、〇〇はよく出てくるでしょうから、常に同じ問題が生じてしまうと思うのです。

〇消費者委員会事務局 〇〇委員が先ほど例に挙げられたものは、この同じ会社のソーセージですか。

〇〇〇委員 会社が一緒かどうかは記憶していませんが、確かに消費者庁の指摘に応じて色素を別のものに変えた製品があったという記憶があるのですが。

〇消費者委員会事務局 特保の申請で〇〇を使っていた、それで、消費者庁からこういうあれが出ているけれどもと。

〇〇〇委員 あったと記憶していたのはそういう話です。

〇消費者委員会事務局 伝えたら、申請者が変えたという事例ですか。

〇〇〇委員 はい。確認していただいて。

〇消費者委員会事務局 そういう事例があったかどうかは確認させていただきたいと思います。ただ、先ほどもありましたけれども、〇〇が食品衛生法上は食品に使っていいとされている物質、食品添加物なわけですね。ですから、変えてくれるということはより望ましいのかもしれませんが、変えないという場合でも、変えないのであれば特保として、調査会としては認めることはできないというのはかなり難しいのかなと思うのですけれども、いかがでしょうか。

〇〇〇委員 先ほど、それは難しいということで、座長預かりのようなことにはできないのではないかと結論になったと思います。

〇消費者委員会事務局 それはよろしいですね。だから、こういった事例もあったということも含めて申請者には伝えますが、それはあくまでも変えることを検討されたい、調査会としては変えてほしいと思いますと言うと変な言い方ですが、そういうニュアンスで伝えるということであって、その結果いかんにかかわらず調査会としては了承と。そこは変わらないということでよろしいですね。

〇〇〇委員 そこは法的に指摘できないということなので、そこは動かせないかと思います。

〇消費者委員会事務局 では、議論がぐるぐる回ってしまったようなところがありますけれども、最初に申しあげましたように、調査会としては了承する。ただし、表示の商品名と摂取対象者については部会に申し送ることとする。それから、〇〇と〇〇については代替、低減を検討されたいと、

そういう意見が調査会であったことを伝えるということにさせていただきたいと思います。

〇〇〇委員 特定保健用食品は、消費者の皆様の健康の維持増進に役立つということなので、申請者としてもそういうところは十分に理解させていただきたいというのが調査会の意見だと思います。それを何も回答がないというのは、個人的な意見ですけれども、私としては理解ができないということになると思いますので、そういうこともお伝えいただければと思います。

〇消費者委員会事務局 回答が来ましたら、また委員のほうに御連絡するということでよろしいわけですね。

〇〇〇委員 はい。

どうぞ。

〇〇〇委員 この調査会からの指摘というのは、別に食品添加物としては大丈夫だと思うのですが、消費者目線でいくと、〇〇と書いてあると、えっ、と思うかもしれないという皆さんの御心配をお伝えするというふうには受け止めていただくといいのかなと。商品として、せっかく特保で出すのに〇〇を使っているという悪いイメージがつくとあまりよろしくないのではないですかという皆さんからの温かいメッセージというか、そう理解していただければいいのではないかと思います。

〇消費者委員会事務局 それも併せて伝えます。

〇〇〇委員 どうぞ。

〇〇〇委員 あと、所轄でいらっしゃる消費者庁が両方、特保も許可し、アレルギー情報も出しということで、その辺の整合性をどのようにお考えになって許可されるかということかなということ、判断はそちらにお任せで、私たちは意見を申し上げるという立場ですので、よろしく願います。

〇〇〇委員 それでは、評価と管理というところで、しっかり分けていただくということでもよろしいでしょうか。

---

### 《 3. その他 》

〇石見座長 本日の議題は以上となりますが、事務局から連絡事項等があればよろしく願います。

〇消費者委員会事務局 第一調査会で継続審議することとなっている品目のうち、諮問が取り下げられたものがございますので報告いたします。

諮問が取り下げられた品目は、サントリー食品インターナショナル株式会社の「〇〇」です。

報告は以上です。

なお、この品目の資料は事務局に返却いただく必要があります。後日、メールにて返却の御案内をさしあげますので、御対応のほどよろしくお願いいたします。

〇石見座長 よろしいでしょうか。

---

《 4. 閉会 》

○石見座長 それでは、本日はこれにて閉会とさせていただきます。お忙しいところをお集まりいただきまして、どうもありがとうございました。

○消費者委員会事務局 本日は長時間にわたり御審議をいただきまして、ありがとうございました。

次回の会議日程につきましては、調整の上、決まり次第御連絡させていただきます。よろしくお願ひします。